

議第五号

政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例等の一部改正について
右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十五年二月十九日

提出者

栃木県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 栃木県議会議員

齊 琴 阿 中 関 相 五 齋 山 佐 岩

十

藤 寄 部 島 谷 馬 畑 藤 口 藤 崎

孝 昌 壽 暢 政 一 淳 恒

明男一宏之二幸郎夫良信

栃木県議会議長 三 森 文 徳 様

同	同	同
石	螺	相
坂	良	馬
真	昭	憲
一	人	一

栃木県条例第 号

政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例

(政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第一条 政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成七年栃木県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「県内に住所を有する者は」を「何人も」に改める。

(栃木県議会情報公開条例の一部改正)

第二条 栃木県議会情報公開条例(平成十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

「第二章 公文書の開示及び公文書の任意的な開示

目次中 第一章 公文書の開示(第五条―第十七条) を

第二節 公文書の任意的な開示(第十八条) 」

「第二章 公文書の開示(第五条―第十八条) 」に改める。

「第二章 公文書の開示及び公文書の任意的な開示」を「第二章 公文書の開示」に改める。

第二章第一節の節名を削り、第五条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

第六条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七条第六号ホ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

第二章第二節の節名を削り、第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

（栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

第三条 栃木県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第二項中「次に掲げる者は」を「何人も」に改め、同項各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた第二条の規定による改正前の栃木県議会情報公開条例第十八条第一項の規定による開示の申出に係る公文書の開示については、なお従前の例による。